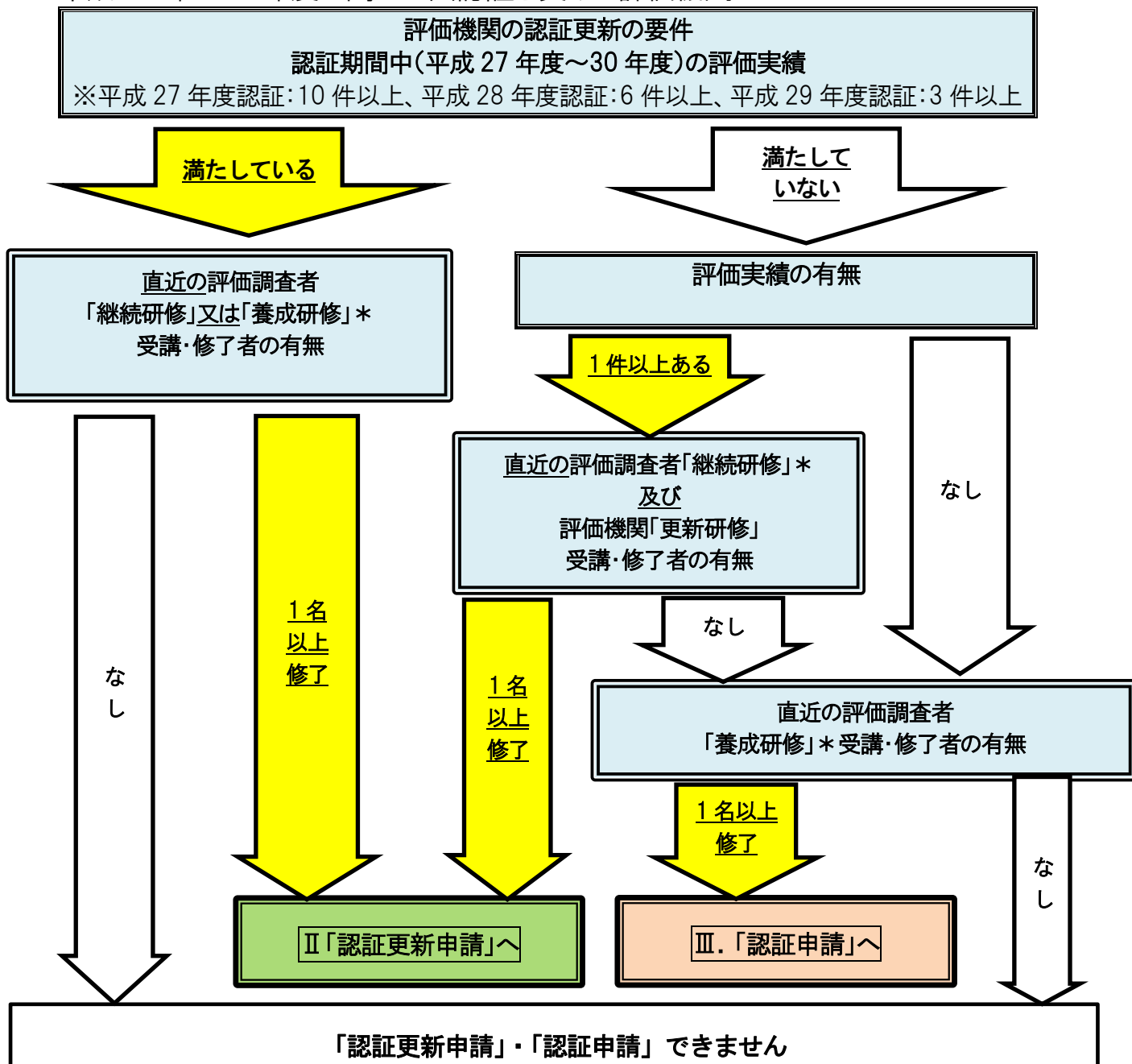


社会的養護関係施設第三者評価機関の認証更新等について

I. 必要となる手続きについて

1. 既に認証を受けている評価機関

:平成 27 年～29 年度の間に全国認証を受けた評価機関



*直近の評価調査者「継続研修」

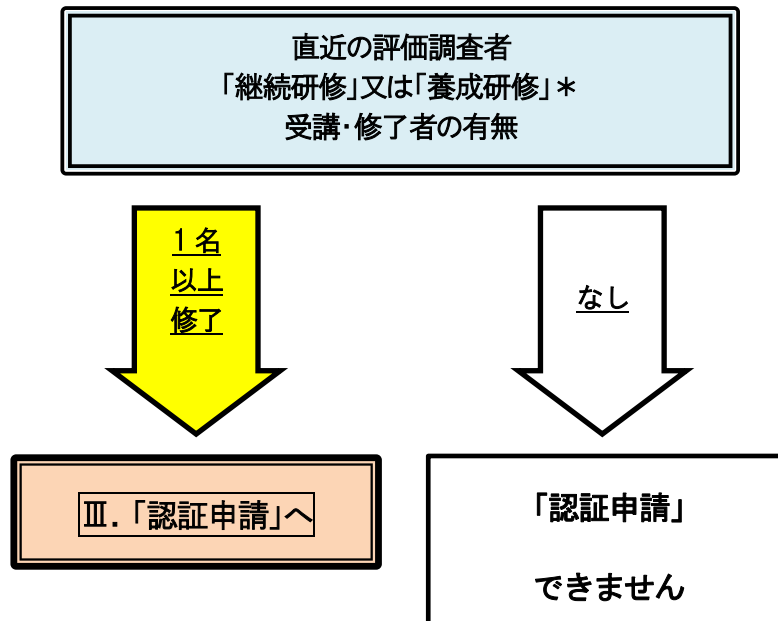
…平成 30 年 3 月以降に開催された社会的養護関係施設第三者評価事業「評価調査者」継続研修会

*直近の評価調査者「養成研修」

…平成 30 年 2 月以降に開催された社会的養護関係施設第三者評価事業「評価調査者」養成研修会

※認証更新及び認証にあたっては、上記の要件のほか、「社会的養護関係施設第三者評価機関認証要綱」(認証要綱)で定める要件を満たす必要があります。

2. 平成 30 年度から新規に認証を受ける評価機関



*直近の評価調査者「継続研修」

…平成 30 年 3 月以降に開催された社会的養護関係施設第三者評価事業「評価調査者」継続研修

*直近の評価調査者「養成研修」

…平成 30 年 2 月以降に開催された社会的養護関係施設第三者評価事業「評価調査者」養成研修会

※認証更新及び認証にあたっては、上記の要件のほか、「社会的養護関係施設第三者評価機関認証要綱」（認証要綱）で定める要件を満たす必要があります。

Ⅱ. 認証更新申請

1. 認証更新にあたって

(1) 更新時の要件

- 認証要綱(別記:認証基準)で定める社会的養護関係施設評価機関の要件を満たしていることを確認の上、書類を作成し、提出してください。

別記 社会的養護関係施設第三者評価機関認証基準 ※抜粋

6 更新時の要件

厚生労働省通知に基づき、平成24年度に始まる3箇年度ごとの期間に10か所以上(認証の有効期間が2年以下の場合は6件以上、1年以下の場合は3件以上)の社会的養護施設の評価を行い、適切な評価を行っているとともに、直近の評価基準改正後に本会の開催する研修会を受講し修了した評価調査者が在籍していること。

※平成30年度の認証更新に必要なとなる評価件数の要件を満たさない評価機関については、「社会的養護関係施設第三者評価機関の認証の更新について」(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡 平成29年12月8日)にもとづき、暫定的な措置として認証を更新する。

(2) 認証の有効期間

- 認証更新後の「認証の有効期間」は、平成30年度～平成32年度の3箇年度となります。【更新申請した月の1日～2021(平成33)年3月31日まで】

≪例≫

平成30年4月中に申請書を提出した場合は、「平成30年4月1日～」
平成30年5月中に申請書を提出した場合は、「平成30年5月1日～」

(3) 「認証番号」(全国)について

- 認証更新後の「認証番号」は、現在の認証番号の下2桁が変更となります。

≪例≫

現在の認証番号	更新後の認証番号
24●●-●●●-02	24●●-●●●-03
27〇〇-〇〇〇-01	27〇〇-〇〇〇-02

(4)所属する評価調査者に関する留意事項

- 所属する評価調査者の要件については、下記の点に留意してください。

別記 社会的養護関係施設第三者評価機関認証基準 ※抜粋

1 組織に関する要件

(2) 当該評価機関を主たる所属とする評価調査者が2名以上おり、かつ以下の要件を満たしていること。

ア 共通評価基準、内容評価基準(社会的養護における支援・養育等)に基づく評価について、必要な資格や経験を有している評価調査者が各部門1名以上所属していること。

なお、評価に当たり評価調査者に必要な資格や経験とは、次のとおりとする。

i 共通評価項目:組織運営管理業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者

ii 内容評価項目:社会的養護の識見を有し、福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者であって、当該業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者

イ 直近の評価基準改正後に本会の開催する研修会を修了している評価調査者が1名以上所属していること。*

ウ 所属する評価調査者は、本会又は都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修を修了していること。

*「イ 直近の評価基準改正後に本会の開催する研修会を修了している評価調査者が1名以上所属していること。」について

…平成30年3月以降に開催された社会的養護関係施設第三者評価事業「評価調査者」継続研修会の受講・修了者をいいます。

2. 「認証更新」に必要となる申請書類

○下記の書類を作成し、本会に提出してください。

(1) 都道府県推進組織の認証を受けている評価機関

- ①様式2 「社会的養護関係施設第三者評価機関認証更新申請書」
- ②様式2（別紙）「社会的養護関係施設の評価実績一覧」
- ③様式10 「社会的養護関係施設第三者評価機関情報」
- ④様式11 「社会的養護関係施設第三者評価調査者名簿（一覧）」
- ⑤都道府県推進組織の認証通知書等（写）

(2) 都道府県推進組織の認証を受けていない評価機関

- ①様式2 「社会的養護関係施設第三者評価機関認証更新申請書」 *
- ②様式2（別紙）「社会的養護関係施設の評価実績一覧」
- ③様式9 社会的養護関係施設第三者評価機関 法人役員名簿
- ④様式10 社会的養護関係施設第三者評価機関情報
- ⑤様式11 社会的養護関係施設第三者評価調査者名簿（一覧）
- ⑥法人格を有することを証明する書類（「現在事項全部証明書」等）
- ⑦所属する評価調査者の研修に関する規定又は研修計画書
- ⑧「社会的養護関係施設第三者評価機関認証基準」の「4 事業内容等を明示する規程等に関する要件」に定める規程等

* 様式2「社会的養護関係施設第三者評価機関認証更新申請書」の記載にあたって
…平成29年度、平成30年度開催の評価機関「更新研修」を受講・修了した評価機関は
「更新研修の受講」に関する欄を必ず記載してください

更新研修の受講	あり	(修了番号) *
---------	----	-------	-----

3. 申請書類の提出について

(1)送付先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部 宛
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

(2)送付方法等

- ① 郵送にて提出してください。
- ② 封筒に「認証更新申請書在中」と明記してください。

4. 認証更新の手続期間について

- 認証更新の手続(申請書の提出)は、平成 30 年 8 月 31 日(金)まで(必着)とします。
上記期間を過ぎてからの申請書のご提出はお受けいたしかねますのでご了承ください。

5. 認証更新(通知)について

- 申請書類にもとづき、認証を更新することを決定したときは「社会的養護関係施設 第三者評価機関認証更新通知書」(様式3-2)により、平成 30 年 4 月 2 日(月)以降、評価機関へ順次通知します。
- ご提出いただいた申請書類に不備や確認を要する事項等がある場合には、認証を更新することができません。該当する評価機関にお問い合わせ・確認をする場合がございますので、ご承知おきください。

6. 社会的養護関係施設の第三者評価の実施にあたって

- 社会的養護関係施設の第三者評価の実施は、本会の認証更新後としてください。
- 厚生労働省通知及び、認証要綱に定める評価調査者の要件等を満たした上で、第三者評価を実施してください。

Ⅲ. 認証申請

1. 認証申請にあたって

(1) 認証の要件

- 認証要綱(別記:認証基準)で定める社会的養護関係施設評価機関の要件を満たしていることを確認の上、書類を作成し、提出してください。

(2) 認証の有効期間

- 認証後の「認証の有効期間」は、平成 30 年度～平成 32 年度の 3 箇年度となります。

【認証通知書で定める日～2021(平成 33)年 3 月 31 日まで】

- *平成 31 年度、32 年度に認証を受けた場合にも、有効期間は「平成 32 年度末(2021(平成 33)年 3 月 31 日)まで」となります。

(3) 所属する評価調査者に関する留意事項

- 所属する評価調査者の要件については、下記の点に留意してください。

別記 社会的養護関係施設第三者評価機関認証基準 ※抜粋

1 組織に関する要件

(2) 当該評価機関を主たる所属とする評価調査者が2名以上おり、かつ以下の要件を満たしていること。

ア 共通評価基準、内容評価基準(社会的養護における支援・養育等)に基づく評価について、必要な資格や経験を有している評価調査者が各部門1名以上所属していること。

なお、評価に当たり評価調査者に必要な資格や経験とは、次のとおりとする。

i 共通評価項目:組織運営管理業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者

ii 内容評価項目:社会的養護の識見を有し、福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者であって、当該業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者

イ 直近の評価基準改正後に本会の開催する研修会を修了している評価調査者が1名以上所属していること。*

ウ 所属する評価調査者は、本会又は都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修を修了していること。

*「イ 直近の評価基準改正後に本会の開催する研修会を修了している評価調査者が1名以上所属していること。」について

…平成 30 年 3 月以降に開催された社会的養護関係施設第三者評価事業「評価調査者」継続研修会及び、平成 30 年 2 月以降に開催された社会的養護関係施設第三者評価事業「評価調査者」養成研修会の受講・修了者をいいます。

2. 「認証」に必要となる申請書類

○下記の書類を作成し、本会に提出してください。

(1) 都道府県推進組織の認証を受けている評価機関

- ① 様式 1-2 「社会的養護関係施設第三者評価機関認証申請書」
- ② 様式 10 「社会的養護関係施設第三者評価機関情報」
- ③ 様式 11 「社会的養護関係施設第三者評価調査者名簿（一覧）」
- ④ 都道府県推進組織の認証通知書等（写）

(2) 都道府県推進組織の認証を受けていない評価機関

※認証要件等の確認が必要となりますので、詳細については、事務局にお問い合わせの上、手続きを進めてください。

- ① 様式 1-1 「社会的養護関係施設第三者評価機関認証申請書」
- ② 様式 9 社会的養護関係施設第三者評価機関 法人役員名簿
- ③ 様式 10 社会的養護関係施設第三者評価機関情報
- ④ 様式 11 社会的養護関係施設第三者評価調査者名簿（一覧）
- ⑤ 法人格を有することを証明する書類（「現在事項全部証明書」等）
- ⑥ 所属する評価調査者の研修に関する規定又は研修計画書
- ⑦ 「社会的養護関係施設第三者評価機関認証基準」の「4 事業内容等を明示する規程等に関する要件」に定める規程等

3. 申請書類の提出について

(1)送付先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部 宛
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

(2)送付方法等

- ①郵送にて提出してください。
- ②封筒に「認証申請書在中」と明記してください。

4. 認証の更新(通知)について

- 申請書類にもとづき、認証することを決定したときは「社会的養護関係施設第三者評価機関認証通知書」(様式3-1)により、評価機関に通知します。
- ご提出いただいた申請書類に不備や確認を要する事項等がある場合には、認証することができません。該当する評価機関にお問い合わせ・確認をする場合がございますので、ご承知おきください。

5. 社会的養護関係施設の第三者評価の実施にあたって

- 社会的養護関係施設の第三者評価の実施は、本会の認証後としてください。
- 厚生労働省通知及び、認証要綱に定める評価調査者の要件等を満たした上で、第三者評価を実施してください。